

平成30年度梅雨期における豪雨及び暴風雨被害に対する支援事業(経営体育成支援事業)について

平成30年10月9日

近畿農政局より、支援事業の実施について通知がありました。支援を希望される方は、下記にご留意頂き、至急、畜舎等が所在する市町村の農業担当課へご連絡下さい。市町村から県への要望の〆切が10月17日となっています。

支援の対象となるもの

- 平成30年度梅雨期(6月28日から7月8日まで)における豪雨、暴風雨により被害を受けたもの(6月28日以降に修理等をしたもの)。
- 畜舎、たい肥舎、たい肥乾燥用ビニールハウス、加工施設、機械などが対象となります(家畜、餌、生産物は対象外※)。
※ただし団体(JA、畜連、畜産会)を経由する他の支援策もありますので、団体にお問い合わせください。
- 既に修理、再建が終わっているものも対象となります。

準備、整理して頂きたいもの

- 被害状況のわかる写真(ない場合は市町村の判断)。
作業を行った日付、作業者、作業に要した金額
- 既に修理等が終わっている場合で、業者に依頼された場合は、業者からの請求書などの伝票。自分で修理された場合は、材料購入の領収書やレシート。
- これから修理される場合は、修理費用や材料の見積書。

今後の流れ

市町村単位(畜産以外も含め)でとりまとめ、県を経由し、国に要望をあげ、認められた場合は、個別に別途申請して頂くこととなります。

ご不明な点があれば家畜保健衛生所まで

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700

家畜保健衛生所業務第二課 0745-62-2440